▶投票の方法

小選挙区の投票方法…ピンク色の投票用紙に候補者名を書いてください。
比例代表の投票方法…あさぎ色の投票用紙に政党名またはその略称を書いてください。
国民審査の投票方法…比例代表と同時に交付されるうぐいす色の投票用紙に、今回審査の対象となる裁判官の氏名が印刷されています。やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×印を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かずに投票してください。

▶このような投票は無効になります

◆小選挙区選出議員選挙
①2人以上の候補者名を書いた投票、②候補者名のほか、そのほかのことを書いた投票、③候補者名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)、④どの候補者に投票したか確認できない投票

◆比例代表選出議員選挙
①二つ以上の政党名を書いた投票、②政党名のほか、そのほかのことを書いた投票、③政党名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)、④どの政党に投票したか確認できない投票

▶代理投票・点字投票

心身の状態などにより、自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」が、また、目が不自由な方は「点字投票」が利用できますので、投票所の係員にお申し出ください。

▶車いすなどを貸し出します

投票所には車いすや老眼鏡を用意しています。必要な方は、投票所の係員にお申し出ください。

▶投・開票速報はインターネットで

投票日当日は、市ホームページで投票速報をお知らせします。

利用時間　**10月22日㈰　午前9時から**
HP**http://www.city.mitaka.tokyo.jp/**
※開票速報は、東京都選挙管理委員会のホームページHPhttp://www.senkyo.metro.tokyo.jp/をご覧ください。

▶開票について

開票は10月22日㈰午後9時から、SUBARU総合スポーツセンターメインアリーナで行います。三鷹市の選挙人であれば参観できます。受け付けは当日会場で行います。

選挙に伴い、施設の利用ができません
東多世代交流センター　10月21日㈯・22日㈰は臨時休館します。
問同センター☎44-2150

平成30年度 保育園などの入園申し込み

問子ども育成課(市役所4階45番窓口)☎内線2732

人保護者が就労などのため、30年4月から入・転園を希望する方(29年度の入園を待機中の方を含む)
※これから生まれるお子さんは、申し込み後、30年2月3日㈯までに生まれた方が対象です。
申11月28日㈫～12月3日㈰・12月5日㈫～7日㈭午前9時30分～午後4時に必要書類を三鷹市公会堂さんさん館へ(土・日曜日も受付)
※入園案内は10月13日から同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで配布するほか、みたか子育てねっとホームページHPhttp://www.kosodate.mitaka.ne.jp/からも入手できます。

◆市外の保育園の申し込みも、受け付けは三鷹市です
申入園を希望する自治体の締め切り日の10日前までに同課へ。必要書類など、くわしくは申込先の自治体にご確認ください。

◆幼稚園型認定こども園三鷹台幼稚園の保育認定枠への申し込み
30年度入園希望者から、申し込み方法・時期が変わります。くわしくは、同課・同園で配布している「保育認定枠入園申込みのご案内」をご覧ください。
申11月1日㈬に必要書類を同園(井の頭2-13-20)へ

◆障がいのあるお子さんの入園申し込み
人障がいの程度が軽・中度で、認可保育園で集団保育が可能な5歳までのお子さん若干名
申事前に子ども発達支援センター☎45-1122へ相談のうえ、10月16日㈪～20日㈮に必要書類を同課へ

平成30年度 学童保育所の入所申し込み

問児童青少年課(市役所4階41番窓口)☎内線2713

保護者が就労などのため、下校後(午後6時まで、延長育成は7時まで)の育成を必要とする方が対象です。
※市内学童保育所に在籍中で、4月以降も引き続き入所を希望する方も申し込みが必要です。
人30年4月に新1～3年生になるお子さん
申11月28日㈫～12月3日㈰・12月5日㈫～7日㈭の午前9時30分～午後4時に必要書類を第二庁舎4階へ(土・日曜日も受付。11月30日㈭・12月5日は8時まで)

◆障がいのあるお子さんの入所申し込み
人30年4月に新1～4年生になるお子さんで、学童保育所での集団生活が可能な方
申11月1日㈬・6日㈪午前9時～午後4時、2日㈭午前9時～午後8時、4日㈯午前9時～午後3時、5日㈰午前9時～正午に必要書類を同課へ
※入所案内は同課、市政窓口、市内保育園・幼稚園、三鷹市社会福祉協議会、北野ハピネスセンターなどで配布しています。

平成30年度 子ども発達支援センター くるみ幼児園の入園申し込み

問同センター(元気創造プラザ1階)☎45-1122

人障がいや発達に課題があり、小集団での療育が可能な市内の2歳～就学前のお子さん若干名
申10月16日㈪～20日㈮に同センターへ

地震対策は早めが安心　あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

申問事前に都市計画課(市役所5階52番窓口)☎内線2813へ

◆木造住宅耐震診断助成制度　市指定の機関により自宅の耐震診断を行った場合、費用の一部を助成します。
◇**対象**　市内にある個人所有の木造住宅で、昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準により建築されたもの(集合住宅を除く)
◇**助成額**　診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は4万円、一般診断以上の診断は10万円を上限とします

◆木造住宅耐震改修助成制度　耐震診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。
◇**対象**　上記の木造住宅耐震診断助成制度を利用した診断で、倒壊する可能性が「ある」または「高い」と判定された住宅
◇**助成額**　改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯は2分の1)。ただし、一部補強など簡易改修は30万円、耐震基準を満たす改修は50万円を上限とします
※いずれも事前の申請が必要です。くわしくは同課または市政窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。
※戸別訪問などによる同制度のPR活動は一切行っていません。市職員を装った悪質な勧誘にご注意ください。

生け垣助成制度

申問事前に相談のうえ、申請書を緑と公園課(市役所5階56番窓口)☎内線2834へ

ブロック塀は、倒壊すると危険なばかりか道路をふさぎ、地震時の避難や救助活動などを妨げます。ブロック塀から生け垣に造り替える、または新規に生け垣を造る場合などに、費用の一部を助成します。
◇**助成要件**
- 生け垣を造る場所が道路に面している
- 生け垣延長が2m以上である
- 生け垣設置後5年以上保存する
- 相互に葉が触れ合う程度の密度で植える
- 樹木である(プランター植えは不可)など

◇**助成額**　実際に掛かった経費のうち
①生け垣造成　1m当たり1万4,000円まで(延長の上限30m)
②ブロック塀の撤去など　1m当たり1万円まで(延長の上限30m)

住宅の耐震化に伴う固定資産税などの減免・減額制度

問資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2365

◆建て替えを行った住宅の減免制度(市)
昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成30年3月31日までに建て替えた場合、建て替え完了年の翌年度分から3年間、固定資産税と都市計画税を全額減免します。
◇**対象要件**　建て替え前と新築後の住宅がともに市内にあり、所有者が同一で取り壊しから新築までの期間が1年以内

◆耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度
昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、平成30年3月31日までに耐震改修をした場合、工事完了年の翌年度分(1年間)について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税と都市計画税を全額減免します。
◇**対象要件**　国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)
申いずれも事前に相談のうえ、建て替え・工事完了後3カ月以内に必要書類を同課へ
※①減額制度と②減免制度は同時に申請できます。